

令和 6 年度 法令遵守制度の運用状況

1 公益通報の件数

通報先 (市の機関)	通報窓口	受付件数 (件)	継続件数 (件)	処理件数 (件)
市長	総務部総務課 ※	1	0	1
教育委員会	学校教育部教育政策総務課	0	0	0
監査委員	監査事務局	0	0	0
公平委員会	公平委員会事務局	0	0	0
農業委員会	農業委員会事務局	0	0	0
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	0	0	0
固定資産評価審査委員会	総務部総務課 ※	0	0	0
法令遵守推進外部委員		2	1	1
合計		3	1	2

備考

※ 令和 6 年度までは、通報先を市長とする公益通報に関する事務は、総務部総務課が所管していました。

- ① 上下水道局・議会事務局の案件の通報先は、市長です。
- ② 「受付件数」は、令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に受付をした件数です。
- ③ 「継続件数」は、前年度（令和 5 年度）以前に受け付けた案件で、令和 6 年度末（令和 7 年 3 月 31 日）現在、④の処理に至っていない件数です。
- ④ 「処理件数」は、令和 6 年度又は令和 5 年度以前に受付をした案件で、令和 6 年度に次の処理をした件数です。

ア 調査不開始の通知

イ 調査の結果、通報対象事実が認められる場合における措置結果の通知

ウ 調査の結果、通報対象事実が認められない場合における調査結果の通知

2 不当要求行為の件数

0 件

3 公益通報に関する相談等の件数（1に掲げるものを除く。）

相談等受付窓口	件数（件）	備 考
総務部総務課 ※	0	
学校教育部教育政策総務課	0	
監査事務局	0	
公平委員会事務局	0	
農業委員会事務局	0	
選挙管理委員会事務局	0	
法令遵守推進外部委員	1	公益通報に該当しないケースであるがこれに準じて処理した。
合計	1	

備考

※ 令和6年度までは、通報先を市長とする公益通報に関する事務は、総務部総務課が所管していました。